



社団法人
旭川歯科医師会

旭川歯科医師会だより⑤

お口爽やかですか

テーマ 道北口腔保健センターの歯科診療

休日の急患や障がい者の治療などに貢献

旭川歯科医師会が運営する、身体に障がいがある方などの歯科治療を行う施設が、道北口腔保健センターです。旭川市金星町の旭川歯科医師会館内にセンターがあり、センター長の前山

歯科医師と、歯科衛生士6人が勤務し、休日救急歯科診療や心身障がい児（者）の歯科治療や摂食・嚥下りハリビテーション、小児予防歯科診療などを行っています。

休日救急歯科診療について

日曜祝日やお盆、年末年始など、一般の歯科医院が休診の日に、応急処置のみをしています。突然の歯の痛みや腫れ、歯をぶつけた

などの外傷の処置です。応急処置のみなので、その後の治療は最寄りの歯科医院が、道北口腔保健センター長の前山であり、センター長の前山

が、道北口腔保健センターに依頼します。紹介状をお渡します。それを持って受診してください。

センターは旭川歯科医師会立なので、歯科医師会員の医院を受診した方が、情報提供がスムーズです。な

お、休日救急歯科診療で受診する際には、必ず健康保険証をご持参下さい。保険料金が10割負担となります。

摂食・嚥下リハリビテーションについて

ショーンは、身体に障がいなどがあつて、食べるこ

とに・飲み込むことが困難な方に、それをできるようにする機能訓練です。誤嚥性肺炎を引き起さないよう

に、食べ物の大きさや形状を整えて食べやすくすること、水分をゼリー状にして摂取することで、さらに食べ

るときの姿勢などを指導します。診療日は、毎月第2・第4土曜日の午後です。

小児予防歯科診療について

乳幼児の虫歯予防やブラッシング指導などを行つています。成長期のお子様のお口の健康のため、様々な相談に応じています。

診療日は、毎週水曜日午前と木曜日終日です。

診療日と診療時間のご案内

月曜・火曜は休診日。診

療は水曜日から日曜日の午前9時から午前12時、午後1時から午後5時まで（土曜の午後の診療は午後2時から）。休日救急歯科診療の受付は午後4時まで）。休日救急歯科診療以外は予約制です。お電話でご予約ください。



心身障がい児・障がい者歯科診療について

一般の歯科医院では治療困難な、心身障がい児（者）の診療を行っています。診

問い合わせ先
社団法人旭川歯科医師会
〒070-0029
旭川市金星町1丁目1-22
☎0166-22-2290